

アジア太平洋法律家協会 (COLAP) 動き始める

COLAP 事務局長 笹本 潤

前号のNo.189でお知らせしたように、2016年6月にネパールにおけるCOLAP-VIにおいて、アジア太平洋法律家協会 (COLAP) が設立された。アジア太平洋法律家協会の正式名称は、Confederation of Lawyers of Asia and the Pacific、略称COLAPで、今まで6回開催されたCOLAPと同じ名称になった。同じCOLAPでも、今までのCOLAPはConference of ~と「会議」の名称だったのが、今度は、Confederation of ~と「団体」の名前になった。慣れ親しんできたCOLAPという名前をそのまま残して発展させたい、という願いが込められている。そして、団体名も、「Association」などよりもゆるやかな組織を表す「Confederation」として、アジアにおける多様な国柄や組織が緩やかに結びつくイメージになっている。

COLAPの会員は基本的には、各国の法律家団体が原則で、COLAP規約 (全文が後掲5ページ) を承認し、COLAPの執行部と総会で承認されればCOLAPの正式な会員になることができる。現時点では7つの協会が会員となっている。パキスタン (Democratic Lawyers Associate of Pakistan)、インド (Indian Association of Lawyers)、ネパール (Progressive and Professional Lawyers of Nepal)、バングラデッシュ (Democratic Lawyers Association of Bangladesh)、ベトナム (Vietnam Lawyers Association - VLA)、フィリピン (National Union of Peoples Lawyers - NUPL)、日本 (JALISA) の7協会である。



2つの声明

COLAPが結成されてから2つの声明を出した。これらはすでにCOLAPのフェイスブック (<https://www.facebook.com/COLAP2016/>) に掲載されている。また日本語訳は、後掲12~14ページである。

①バングラデッシュのテロ非難声明

2016年7月にイタリア人、日本人を含む外国人20人が、ダッカでテロリストの攻撃を受け死亡した事件が起こった。COLAPの事務局でもあるハッサン (Hasan Tarique Chowdhury) は、いち

早くこの問題をCOLAPのメーリングリストに提起した結果、COLAPとして初めての声明を出すことになった。

COLAP-VIにおけるカトマンズ宣言 (interjurist No189に全訳) の議論の場でも、ハッサンにより、宗教の原理主義を語ったテロリストの危険が宣言に挿入されたばかりだったのに、実際にも起こってしまった。特に南アジアにおけるテロリストの脅威については、今後ともCOLAPで継続的に取り上げるテーマとなった。その後8月に、パキスタンでも、弁護士数十人が自爆テロで命を失う大規模なテロリズムが起こった。COLAPの執行委員でもあるアクタール・フサインが、パキスタンの法律家協会として声明を発表した (IADLのHPに掲載)。南アジアに限られないかもしれないが、イスラム原理主義の名を語った頻発するテロリズムに対して非難し、その根本的原因までさかのぼった対処が必要だ。

②南シナ海に関する仲裁裁判所判決に関する声明

2016年7月12日に、国連海洋法条約で定められた常設仲裁裁判所で、フィリピンが提訴し、南シナ海の中国による領海進出をめぐる裁定が出され、中国が従来主張していた九段線などの言い分はほぼ全面的に否定された。仲裁裁判所による裁定は、国際法に則った手続きであり、本来なら中国政府もこれに応じなければならないのに、中国は同裁判所の管轄外と主張し、裁判自体にも出頭しないまま判決を迎えることになった (詳しくはinterjuristの本号、松井芳郎解説15ページ参照)。

フィリピン政府の提訴は、まさしく法による解決を指向したものだったが、その後中国は裁定の受け入れを断固拒否した。国内であれば、裁判所の判決は強制執行力を持つが、国際法の場合は、法的な拘束力があると言っても強制執行力はない。これは国家主権を尊重してのことで、ここが国際法秩序と国内の法秩序とが異なる点だ。

南シナ海の問題は話し合いで進めていかない限り、紛争は最終的にはなくなる。しかし、その際も、国際法に則った仲裁裁判所の裁定は最低限の基準にすべきではないだろうか。

現在、IADL(国際民主法律家協会) では、南シナ海問題に絞った国際専門家会議を企画中である。特に中国の法律専門家の参加に重点を置いている。COLAP-VIにおいても中国からの参加はなく、このテーマの議論は、フィリピンやベトナムの法律家だけの参加になってしまった。12月のローマか、1月に東京で開かれる予定だが、まだ日程は決まっていない。

COLAPに対応した日本国内の動き

結成したばかりのCOLAPの第1回の執行部会議が、2017年1月6-8日の予定で日本で開かれる。それに向けて日本国内でもイベントを企画している。

JALISAでは、COLAP-VIに参加したメンバーを中心に、COLAP実行委員会を結成し、このCOLAPのイベントや国際キャンペーンの準備をしている (詳しくは、実行委員会報告3ページ参照)。

今後COLAPは、ロゴやホームページを作成し、事務所の家賃、通信費など様々な費用がか

かる。2017年1月の東京でのCOLAP執行部会で、各国協会からの会費の額は決める予定であるが、それまでの間のCOLAP立ち上げ資金は各国からのカンパで補っていく必要がある。最低限各国から2万円は必要であり、JALISAのみなさまにも、この場を借りてカンパの協力をお願いをします。

(送金先口座) 三菱東京UFJ銀行 四谷支店

口座名 アジア太平洋法律家協会 日本事務所 口座番号 0234678



COLAP-VIへのカンパのお礼

第6回アジア太平洋法律家会議 (COLAP6) に多くのカンパが寄せられました。レポートの翻訳費用、通訳費用などに充てさせていただきました。みなさまのご協力感謝いたします。

- 飯島滋明様 石川智太郎様 井上啓様 梅田章二様 漆原由香様
- 大久保賢一様 大熊政一様 岡村みちる様 甲斐道太郎様 川津聡様
- 菅野亨一様 神戸秀彦様 清末愛砂様 笹本潤様 高部優子様
- 徳井義幸様 鳥生忠佑様 中森俊久様 新倉修様 宮坂浩様 永尾廣久様



COLAP 実行委員会に参加しよう

弁護士 磯部 たな

COLAP 実行委員会設立の趣旨

8月25日に、COLAP 実行委員会が開かれました。スカイプ参加者も含めて、弁護士・学者等12名が参加しました。

まず、笹本弁護士から、先日カトマンズで開催されたCOLAP-VI会議の成果を踏まえ、COLAPのメンバーとして、アジアでの恒常的な運動や持久可能な組織を作っていく必要があるのではないかと、COLAP 実行委員会立ち上げの趣旨が説明されました。同趣旨を受けて、同実行委員会は、JALISAの一部会という位置づけではあるものの、必ずしもJALISAの会員でなくても参加できる体制にすることになりました。

COLAP VIIについて

次に、COLAP-VI会議に関し、コラップ直後にネパールでは、政権交代が起こる等したため、その影響で、ほかの国のレポートが入手困難な状況が続いているが、入手した際には、分担し